

ちゃんとGood! でんき (関東エリア・電化S/L)

< 料金表 >

2019年10月1日実施

京セラ関電エナジー合同会社

本 則

1 適用範囲

このちゃんと **Good!** でんき（関東エリア・電化S/L）料金表（以下「この料金表」といいます。）は、電灯または小型機器を使用され、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款（託送供給等約款が変更となった場合には変更後の託送供給等約款によります。）およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となる需要で、別表 **2(1)**（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表 **3(1)**（オフピーク型蓄熱式電気温水器にかかわる取扱い）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

2 ちゃんと **Good!** でんき（関東エリア・電化S）

(1) 適用範囲

契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。

(2) 契約電流

イ 契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申し出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金およびちゃんと **Good!** でんき供給条件（以下「供給条件」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）**(3)**によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）**(1)**イによって算定された平均燃料価格が **44,200** 円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）**(1)**ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）**(1)**イによって算定された平均燃料価格が **44,200** 円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）**(1)**ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しな

い場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|--------------|--------------|
| 契約電流 10 アンペア | 286 円 00 銭 |
| 契約電流 15 アンペア | 429 円 00 銭 |
| 契約電流 20 アンペア | 572 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア | 858 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア | 1,144 円 00 銭 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,430 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,716 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---------------|-----------|
| 午前6時から翌午前1時まで | 25 円 80 銭 |
| 午前1時から午前6時まで | 17 円 78 銭 |

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

| | |
|---------|-------------------|
| | 最低月額料金 |
| 1 契約につき | 235 円 84 銭 |

3 ちゃんと **Good!** でんき（関東エリア・電化L）

(1) 適用範囲

契約容量が6キロボルトアンペア以上であるお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。

(2) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表4により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

また、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびちゃんと **Good!** でんき供給条件（以下「供給条件」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が **44,200** 円を下回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が **44,200** 円を上回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------------|---------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 2 8 6 円 0 0 銭 |
|---------------------|---------------|

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------------|-------------|
| 午前 6 時から翌午前 1 時まで | 2 5 円 8 0 銭 |
| 午前 1 時から午前 6 時まで | 1 7 円 7 8 銭 |

4 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客様の供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

5 そ の 他

- (1) この料金表の契約種別を適用した後 1 年に満たないお客様については、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) 供給条件 7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件 34（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、**2019年10月1日**から実施いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 供給条件別表 2 (燃料費調整) (1)イに定める α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

(2) 供給条件別表 2 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格は、次のとおりといたします。

| | |
|--------|---------|
| 基準燃料価格 | 44,200円 |
|--------|---------|

(3) 供給条件別表 2 (燃料費調整) (2)に定める基準単価は、次のとおりといたします。

| | |
|-------------|-------|
| 1 キロワット時につき | 23銭2厘 |
|-------------|-------|

2 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ 主として夜間時間に通電する機能を有すること。

なお、「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客様が無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は供給条件 36 (解約等) (2)により需給契約を解約することがあります。

(3) 当社は、(1)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 オフピーク蓄熱式電気温水器にかかわる取扱い

(1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわ

せて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客様が無断でオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は供給条件 36（解約等）(2)により需給契約を解約することがあります。

- (3) 当社は、(1)に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 契約容量の算定方法

4(2)（契約容量）の契約容量は、次により算定いたします。

供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。